

## 2つのステップだけで手続き終了(申請時間は10分~15分程度です)

### ステップ1

通知カード・住民基本台帳カード(お持ちの方)・本人確認書類を準備の上来庁。  
※下記の「お持ちいただくもの」をご覧ください。

### ステップ2

申込用紙に必要事項を記入(暗証番号を指定)、写真を撮影。  
◎数字4桁の暗証番号と、英数字混合の6桁~16桁のパスワードを決めてお越しいただけますと当日の申請がスムーズになります。

### ●お持ちいただくもの

(下記書類を持参されないと、自宅への郵送ができませんのでご注意ください)

・通知カード (申請受付後回収します) ・住民基本台帳カード (申請受付後回収します) ・本人確認書類(次のいずれか) (1) Aから2点 (2) Aから1点+Bから1点 (3) Bから2点	本人確認書類	
	A 書類	【顔写真付きの本人確認資料】 運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)・パスポート・身体障害者手帳など
B 書類	【「漢字氏名+生年月日」または「漢字氏名+住所」が書いてあるもの】 健康保険証・年金手帳・学生証・社員証・診察券など	

※通知カードもしくは住民基本台帳カード紛失等により、現在お持ちでない場合は窓口で職員にその旨お伝えください。

## マイナポイントって？

マイナポイントはマイナンバーやキャッシュレス決済の普及促進を目的とする、国の消費活性化策のひとつです。

マイナポイント第2弾では、カード新規取得した方への最大5,000円相当のポイント付与が再開されるのに加えて、新たに2つの取得方法(健康保険証の利用登録・公金受取口座の登録)で15,000円相当のポイントを受け取ることができます。これにより、これまでにマイナンバーカードを作成したすべての方に、第1弾と併せて最大20,000円相当のポイント付与の機会がある形となります。

マイナポイントを受け取るためには、令和4年12月末までに申請することが必要となりますので、ご注意ください。

### 問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎22940  
住民サービス課住民サービスグループ ☎252411